

社会福祉法人 愛心福祉会
役員報酬規程

<章及び条目>

- 第1条 目的
- 第2条 報酬等の支給
- 第3条 理事長、常務理事及び常勤理事の報酬等の算定方法
- 第4条 非常勤役員等の報酬等の算定方法
- 第5条 当法人職員給与との併給
- 第6条 報酬等の支給方法
- 第7条 報酬等の日割り計算
- 第8条 端数の処理
- 第9条 公表
- 第10条 改廃
- 第11条 補則

(附則)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛心福祉会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 職員を兼務する理事長及び常務理事については、報酬及び退職手当を支給する。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。

(理事長、常務理事及び常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事長、常務理事及び常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
ただし、理事長、常務理事及び常勤理事が職員を兼務する場合は、別表5に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、賃金規程第5条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費交通費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費、宿泊手当）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長、常務理事及び常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金規程第16条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該役員等の業務に係る会議に出席した都度、支給する。この会議には、インターネットを利用した映像による会議を含む。
 - 3 非常勤役員等に対する報酬の内、前項に掲げる会議の目的である事項について、決議の省略を行った場合も、その都度支給するものとする。
 - 4 第2項に掲げる会議には、電話による会議を含む。
 - 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割り計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月24日から施行する。なお平成27年8月1日施行の「役員等報酬規程」「別表1」「別表2」「別表3」は平成29年6月24日をもって廃止する。

附則

この規程の一部を変更し、令和2年7月1日から施行する。

(第6条第2項改正、第6条第3項、第4項追加)

附則

この規程の一部を変更し、令和3年3月28日から施行する。

(第2条第1項第1号追加、第2条、第6条改正)

附則

この規程の一部を変更し、令和4年7月1日から施行する。(別表5改正)

<別表1> (理事長及び常務理事の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額	480,000円 以内
常務理事	月額	320,000円 以内

<別表2> (理事長及び常務理事の賞与)

7月の賞与	職員に準じる
12月の賞与	職員に準じる

<別表3> (常勤役員等の退職金算定式)

なし

<別表4> (非常勤役員等の報酬)

	日額
理事	10,000 円
評議員	10,000 円
監事	10,000 円
運営協議会委員	3,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円
第三者委員	10,000 円
第6条第3項該当	3,000 円

原則、業務が一日3時間以上に及ぶ場合は20,000円とする。
(理事長、常務理事、運営協議会委員を除く)

<別表5> (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬の額	
理事長	月額	120,000 円以内
常務理事	月額	80,000 円以内
理事	月額	0 円